

2026年度版

遺言書作成をお考えの方に ←→ 【未来へのラブレター】

遺言書の作成費 最大 10万円を助成する

フリーウィルズキャンペーン

【後援】



日本公証人連合会



少額からできる。未来に贈るギフト「遺贈寄付」

「遺贈寄付」とは、もしも生前に使い切れなかった財産があった場合に、遺言書を通じて自分の財産を少額(1円～)から自治体やNPO等に寄付できる制度のことです。本キャンペーンは、遺贈寄付が当たり前になる社会を目指し、寄付検討者の負担軽減を目的として開催されています。

ご申請
期間

2026年

9月15日(火) ▶ 2026年 12月31日(木)



誰でも利用可能

- ・ 10万円以上の遺贈寄付を含む遺言書を作成する方は全員対象
- ・ 相続税申告も対象



寄付先はどこでもOK

非営利法人(NPO 法人、社団法人、財団法人等)、地方自治体、学校法人であればどの団体でもOK



どの専門家でもOK

全国の公証役場、士業、金融機関など、寄付検討者から遺贈寄付の相談を受ける専門家はどなたでも可能

お申込み、詳しくはこちら ▶ <https://willfor.org/>



【主催】



公益財団法人 Will for Japan

【お問い合わせ】

☎050-5830-2521 ✉info@willfor.org

対象となる遺贈寄付の
内容・要件

- 助成対象報酬：寄付額10万円以上の遺贈（一部・全部）を含む遺言書の作成支援
相続税申告書作成支援の専門家への報酬（公証役場を含む）
- 遺言書の形式：公正証書遺言、法務局保管された自筆証書遺言
- 寄付先対象：非営利法人（NPO 法人、社団法人、財団法人等）、地方自治体、学校法人

助成金額

- 金額30万円以上の遺贈寄付：一律最大10万円を支給／1名
 - 金額10万円以上30万円未満の遺贈寄付：一律最大3万円を支給／1名
- ※専門家への報酬などの実費のみが助成対象です。

ご申請のステップ

STEP

1

公証役場、士業、金融機関等の専門家に遺贈寄付について相談

ご相談先は、ご希望に合わせて自由にお選びいただけます。
もし見つからない場合は当法人にて相談先をお探しすることも可能です。*1

STEP

2

キャンペーンサイトより事前申請

2026年9月15日（火）～2026年12月31日（木）まで

※先着順のため上限数がございます



WEB フォームより
ご申請ください

STEP

3

遺言書作成後、本申請

提出物については、事前申請後に届くメールをご覧ください
2027年3月31日（水）まで

STEP

4

助成金をお振り込み

*1 公益財団法人 Will for Japan までご相談ください。
キャンペーンサイトの問い合わせフォーム、
または050-5830- 2521(9:00 ～18:00 /土日祝除く)をご利用ください。



よくある
質問集は
こちら



【主催】



公益財団法人 Will for Japan

私たちは、遺贈寄付により自分の思いを人生の最期に選択することができ、またその思いやりが社会に循環することで世界がより良くなる未来を目指しています。

<https://willfor.org/>



はじめて遺贈寄付を
検討される方へ

寄付先探しに役立つ冊子
「えんギフト」を無料配布中です。

<https://www.izo.or.jp/service/gift.html>

